

(朝日) 38号建物配管補修工事

業務隊長	管理科長	営繕班長	電気施設	管	財	基地対策	担当者
							
工 事 名 称	(朝日)38号建物配管補修工事				図面 番号	1 / 6	
図 面 名 称	表 紙				仕 様 書 番 号		
					管 - 2 8		
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊					令和5年5月15日		

特 記 仕 様 書

1 工 事 名 （朝日）38号建物配管補修工事

2 工事場所 茨城県稲敷郡阿見町うずら野3－47 陸上自衛隊朝日分屯地 38号建物

3 工事概要 給水管・給湯管補修 一式

4 一般仕様

(1) 一般事項

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書及び改修工事標準仕様書による。

イ 図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

ウ 工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

エ 本工事に必要な工具類及び消耗部品は、受注者の負担のとするものとする。

オ 受注者は駐屯地内で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立入りを禁止する。

カ 本工事で発生する発生材のうち金属類は発生材調書を2部監督官に提出するとともに、監督官の指示する場所に集積すること。その他は関係法令に基づき処分し、工期内に「マニフェストE票の写し」を監督官に提出すること。

キ 工事に必要とする電力水道は、すべて受注者の負担において用意するものとする。

(2) 現場管理

ア 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を監督官に提出すること。なお、提出時期は工事着工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする

イ 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

ウ 作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

エ 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該工事に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 材料検査

ア 工事に使用する材料は設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、JIS等規格品とする。

イ 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を、監督官へ提出すること。

ウ 材料の色、柄等については、監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出・承認を得るものとする。

エ 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではないものとする。なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

オ 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないとき監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(4) 関係書類

ア 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。また、その他工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。

イ 工事写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

ウ 請負金額が500万円以上を超える場合、受注者は工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績データとして「工事カルテ」を作成し、（一財）日本建設情報総合センターにWEB登録するとともに、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督官に1部提出すること。

5 特記事項

(1) 共通

ア 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先すること。

イ 断水日時は監督官と協議の上日程を決定するものとし、断水期間を極力最小限にとどめること。

(2) 機械設備工事

ア 埋設部の給水管及び給湯管は撤去せず、配管口をプラグキャップ等で塞ぎ残置することとし、浴場内パネル面の既存水栓穴には化粧カバー等を取り付け、穴を補修すること。

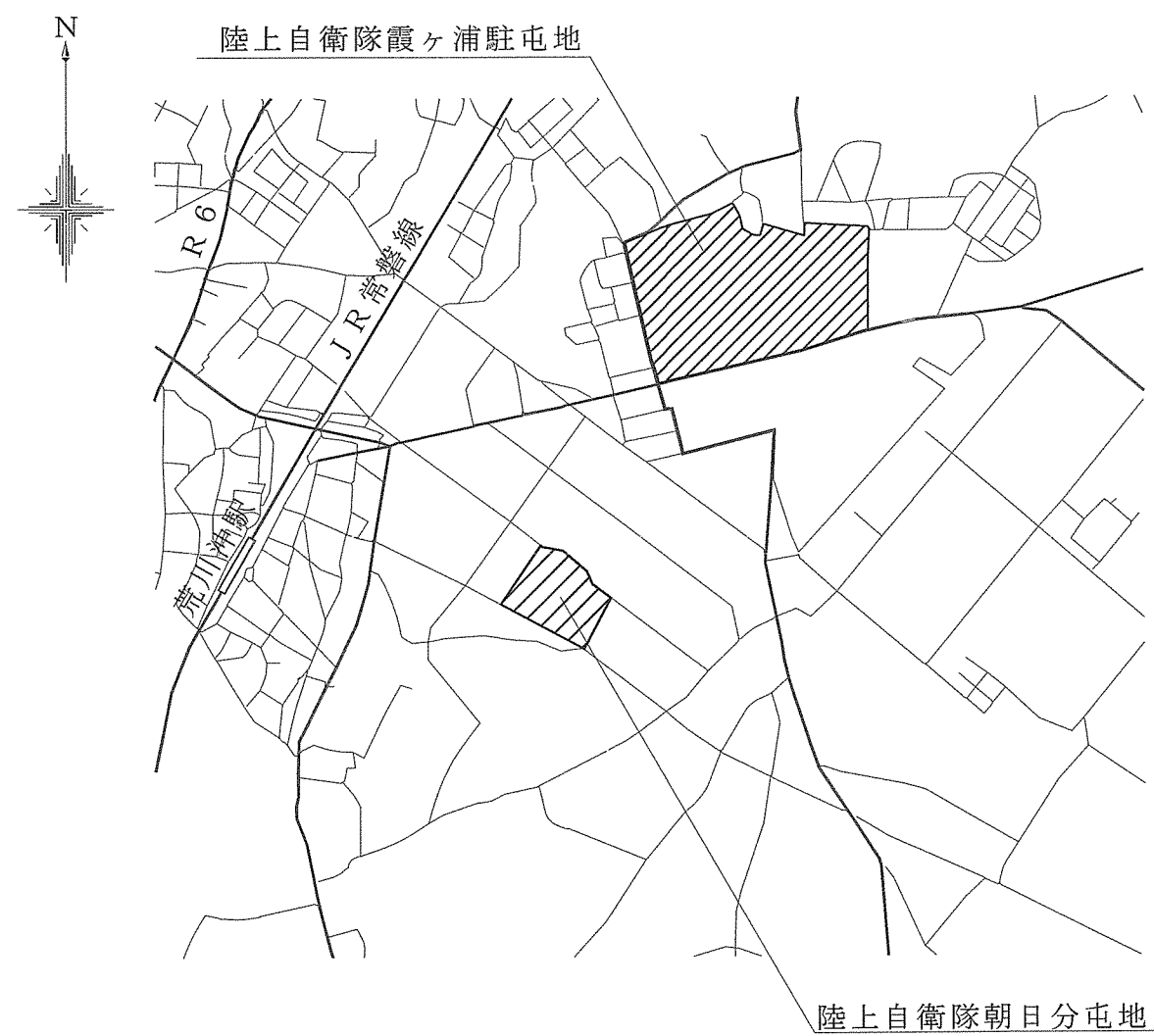
イ 浴場内に新設する配管は露出配管とし、断熱材付配管モール内に配管におさめて施工すること。

ウ ボイラー室内の新設配管は、管がたわまないよう必要な箇所に配管支持材を設置すること。

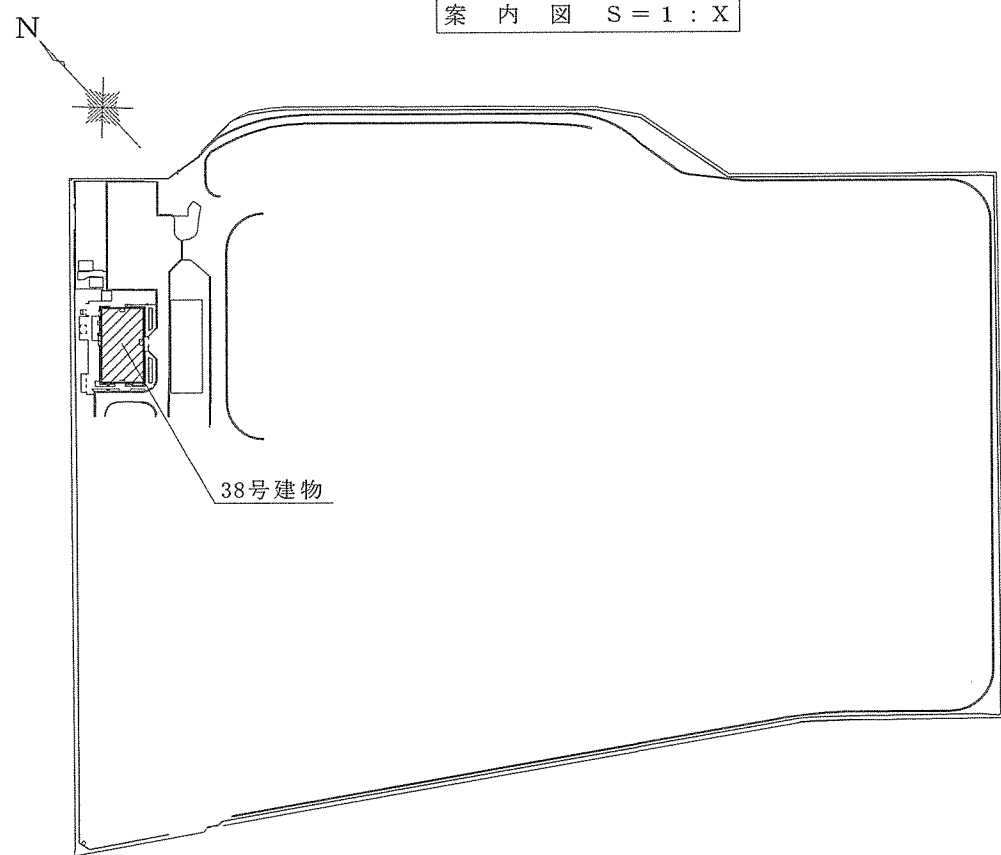
エ ボイラー室内の新設配管には保温を施すこと。

工事名	（朝日）38号建物配管補修工事	2／6
-----	-----------------	-----

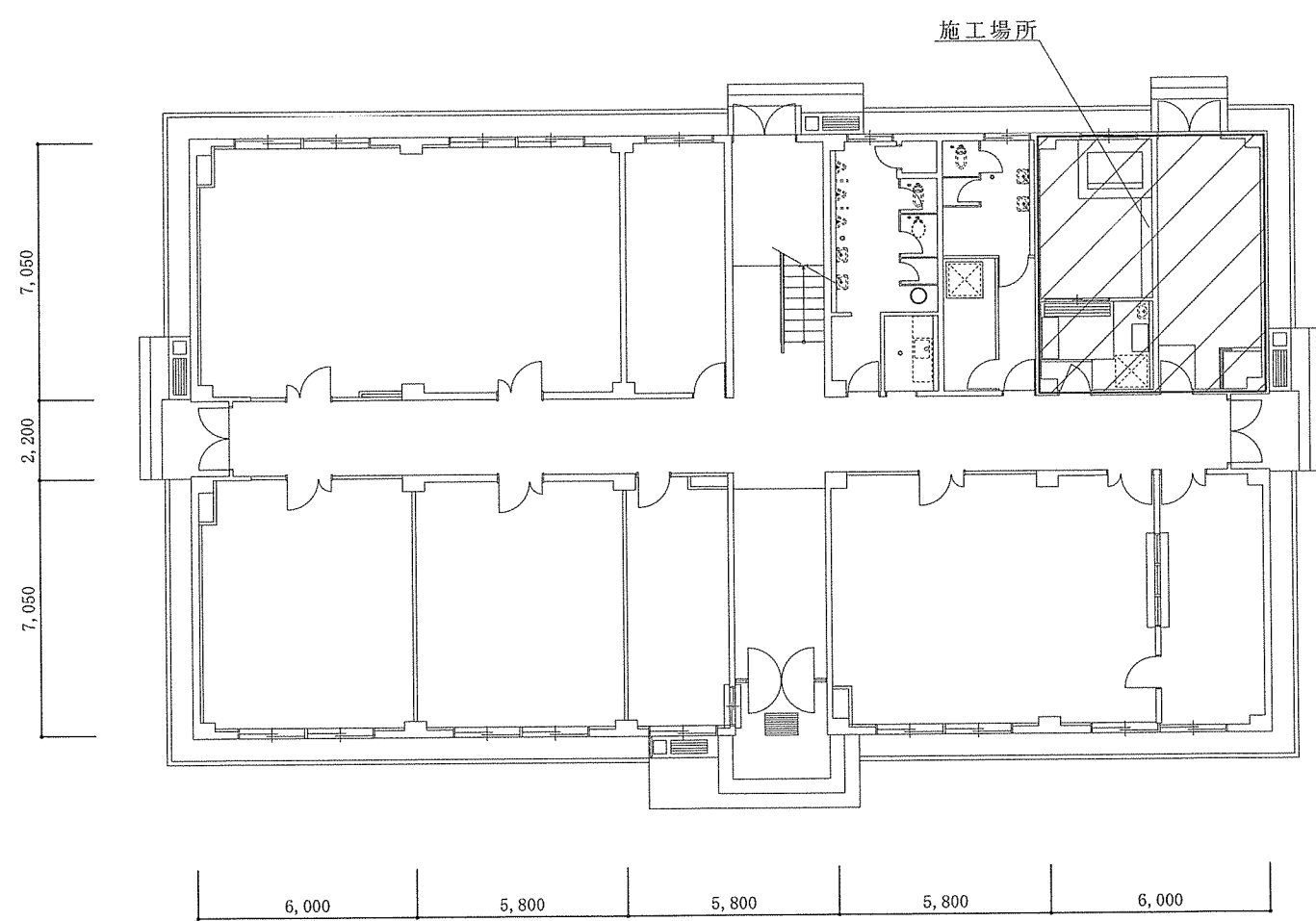
工事名	（朝日）38号建物配管補修工事	3／6
-----	-----------------	-----



案内図 S = 1 : X

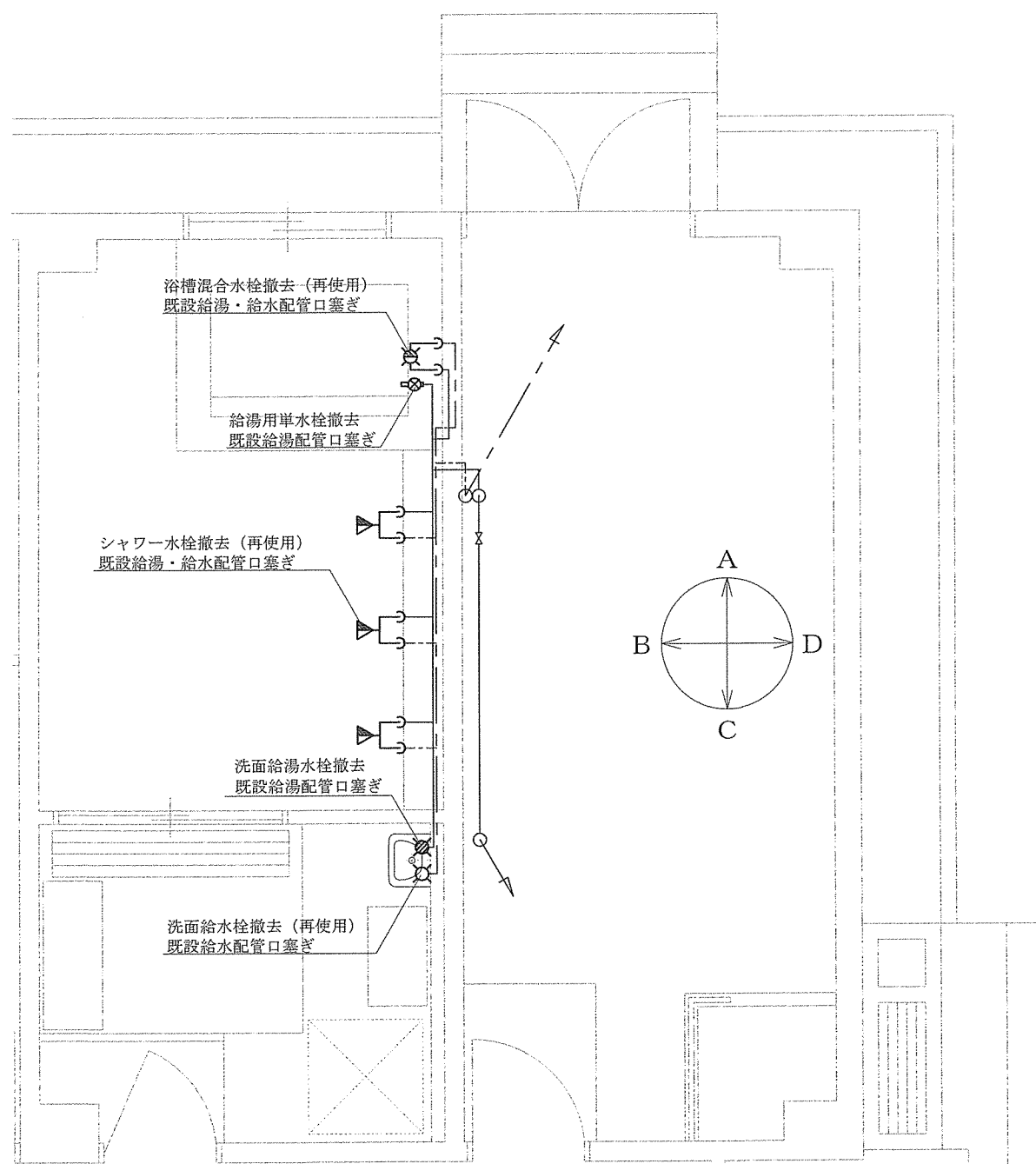


配置図 S = 1 : 3, 0 0 0

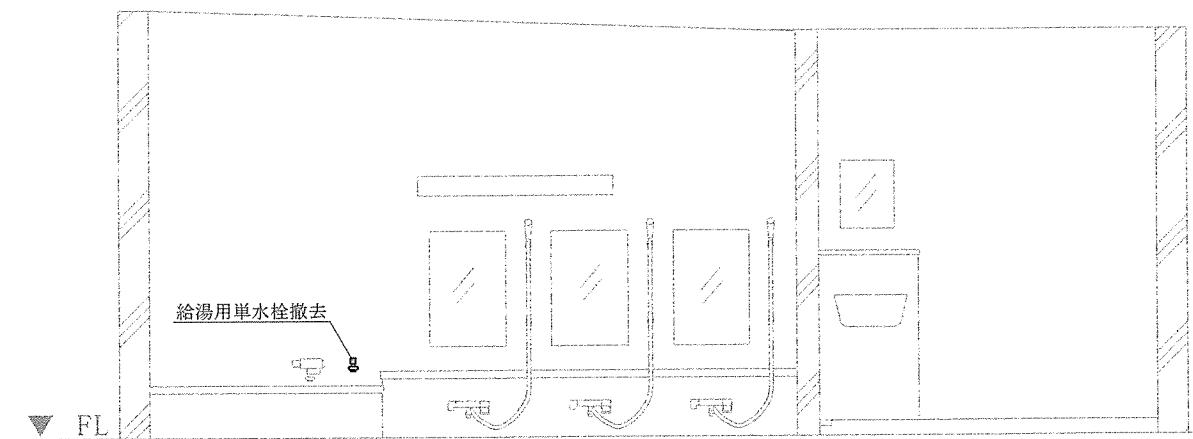


1階平面図 S = 1 : 2 0 0

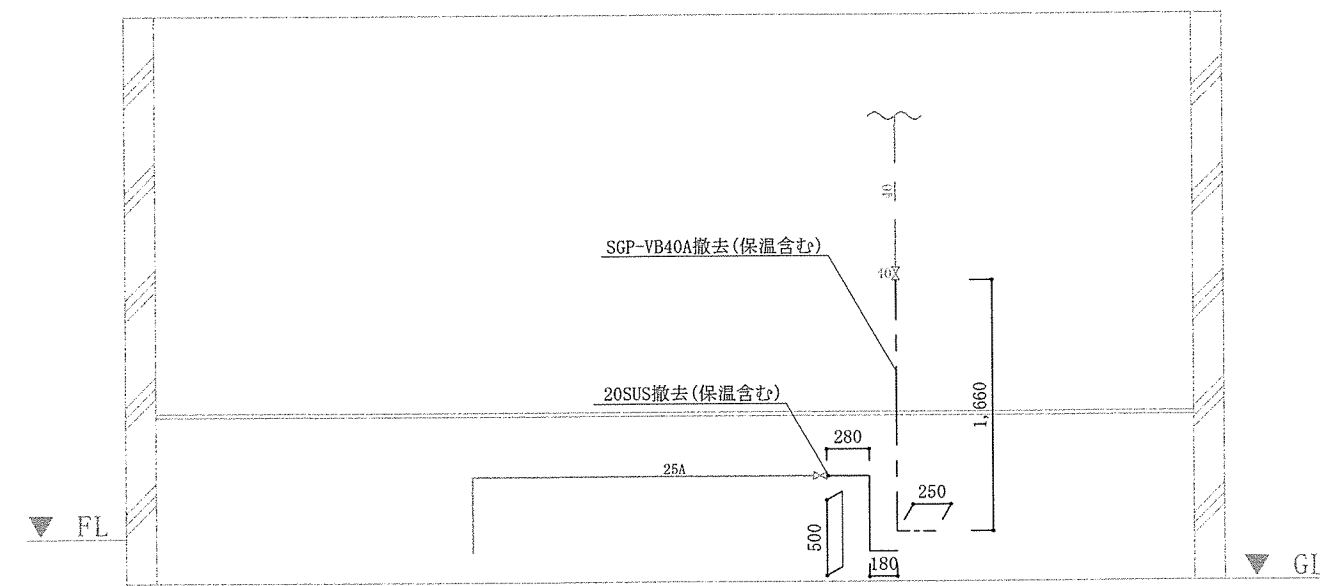
工 事 名 称	(朝日)38号建物配管補修工事	図面 番号	4 / 6
図 面 名 称	案内図・配置図 平面図	縮 尺	
		図 示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和5年5月15日	



既設配管図 S = 1 : 5 0

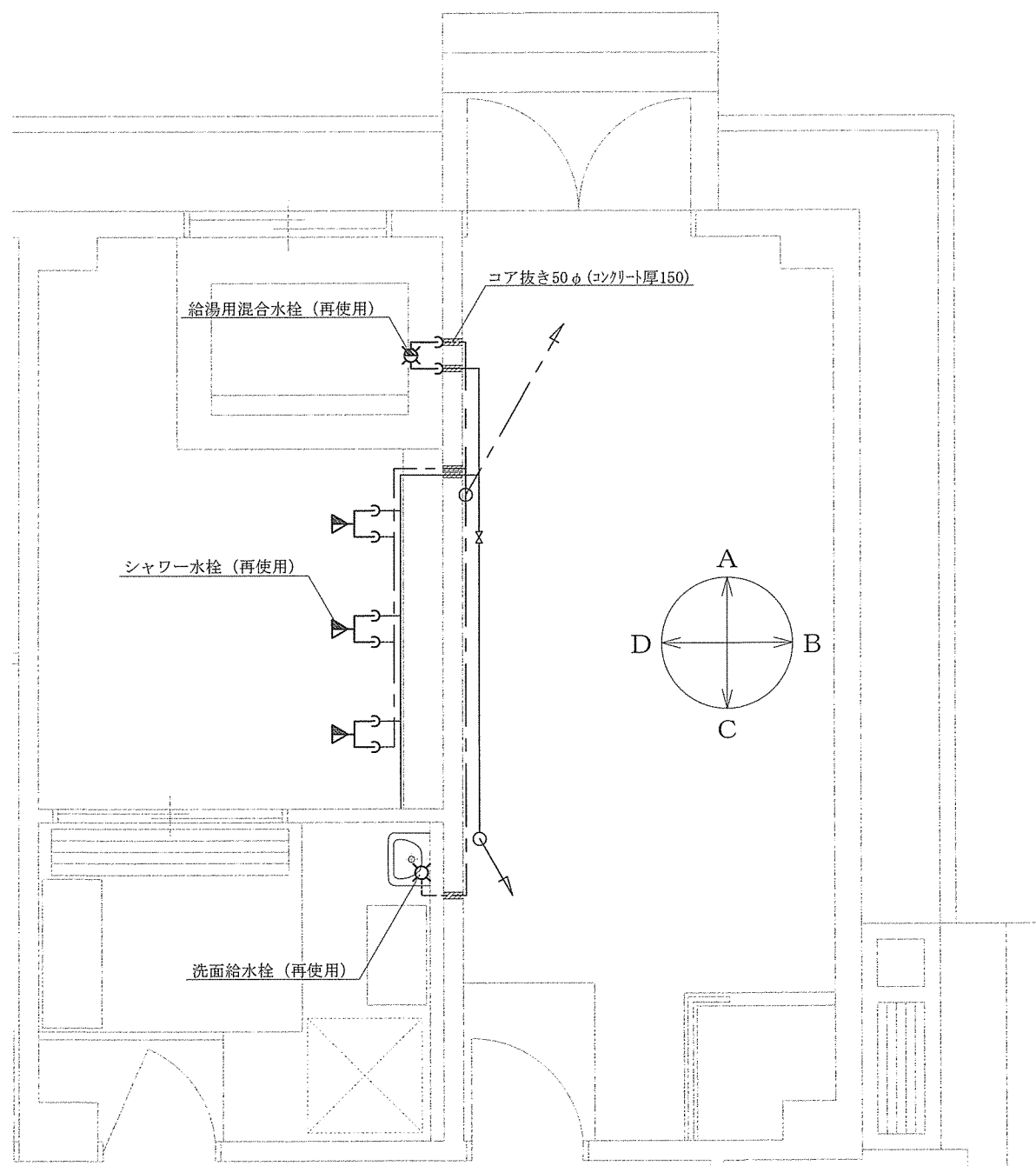


B面展開図 S = 1 : 5 0

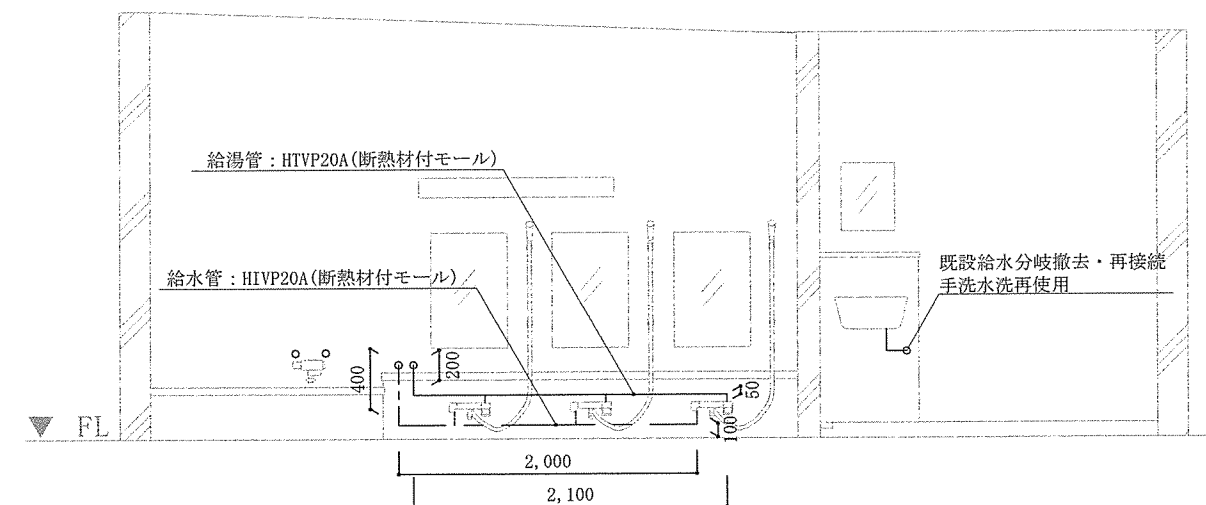


D面展開図 S = 1 : 5 0

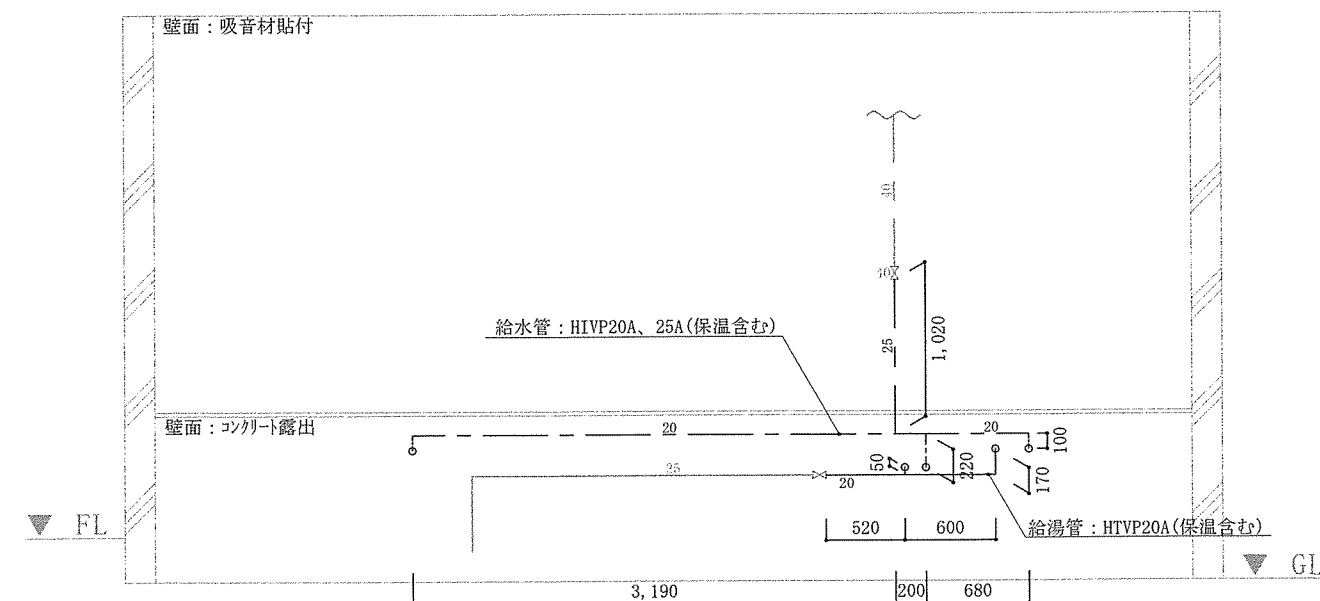
工 事 名 称	(朝日)38号建物配管補修工事	図面 番号	5 / 6
図 面 名 称	配管図・展開図	縮 尺	1 / 5 0
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和5年5月15日	



新設配管図 S = 1 : 5 0



B面展開図 S = 1 : 5 0



D面展開図 S = 1 : 5 0

工 事 名 称	(朝日)38号建物配管補修工事	図面 番号	6 / 6
図 面 名 称	配管図・展開図	縮 尺	1 / 5 0
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和5年5月15日	